

## 議第63号

三島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

三島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年三島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第190条中「施行規則第17条の12に規定する訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス」を「法第8条第23項第1号に掲げるもの」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月11日提出

三島市長 豊岡武士